

## 都市計画の案の理由書

### 1 種類・名称

福生都市計画特別工業地区（福生市分）

### 2 理由

昭和 43 年の都市計画法の制定以降、東京都全域を対象とした用途地域の見直しを、法改正や上位計画策定等に伴い、昭和 48 年、昭和 56 年、平成元年、平成 8 年、平成 16 年に、目指すべき市街地像を実現するため行ってきた。

前回の見直しから約 19 年が経過している中で、道路の整備による地形地物の変更（変化）などが多く発生したことにより、用途地域等の指定状況と現況との不整合などがみられることから、今回、これに伴う用途地域等の変更を一括して実施することとした。

このような背景を踏まえ、福生都市計画用途地域の変更に伴い、工業の利便とこれに調和した住環境の保護を図る観点から検討した結果、面積約 0.1 ヘクタールの区域について、特別工業地区を変更するものである。